

「診療所 外来点数マニュアル2022」訂正のお知らせ

ご購入いただきました『診療所 外来点数マニュアル2022』（2022年6月刊）におきまして、厚生労働省保険局医療課より事務連絡（令和4年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について、令和4年6月15日）が発出されたことにより、本書の内容を以下の通りに訂正いたします。
また、本事務連絡によりダウンロードサービスの「レセプト電算処理システムコード表」にも訂正が生じたため、2022年6月24日に修正版（ver2）を掲示しました。

2022年6月

【正誤表】

刷数	頁数	該当箇所	内容	書籍版 反映刷数	登録日
第1刷	284頁	D257 細隙燈顕微鏡検査 （前眼部及び後眼部） [項目]と [注意点・算定のポイント] 3つ目	誤 [項目] D257 細隙 燈 顕微鏡検査（前眼部及び後眼部） [注意点・算定のポイント] ・本検査を実施後、さらに必要があって生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査1回に限り 「D273」細隙 燈 顕微鏡検査（前眼部）により算定	未	2022.06.28
			正 [項目] D257 細隙 灯 顕微鏡検査（前眼部及び後眼部） [注意点・算定のポイント] ・本検査を実施後、さらに必要があって生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査1回に限り 「D273」細隙 灯 顕微鏡検査（前眼部）により算定		
第1刷	285頁	D264 精密眼圧測定 [注意点・算定のポイント] 2つ目	誤 ・網膜中心血管圧測定に際しての精密眼圧測定は、別に算定できない	未	2022.06.28
			正 削除		
第1刷	286頁	D273 細隙燈顕微鏡検査 （前眼部） [項目]と [注意点・算定のポイント] 1つ目	誤 [項目] D273 細隙 燈 顕微鏡検査（前眼部） [注意点・算定のポイント] ・細隙 燈 顕微鏡を使用する前眼部及び透光体の検査であり、「D257」細隙 燈 顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）と併算定できない	未	2022.06.28
			正 [項目] D273 細隙 灯 顕微鏡検査（前眼部） [注意点・算定のポイント] ・細隙 灯 顕微鏡を使用する前眼部及び透光体の検査であり、「D257」細隙 灯 顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）と併算定できない		
第1刷	368頁	J001-4 重度褥瘡処置（1日につき） [注意点・算定のポイント] 1つ目	誤 ・皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨などに至るものを含み、DESIGN-R2020分類 d2以上とする ）が対象	未	2022.06.28
			正 ・皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨などに至るものを含み、DESIGN-R2020分類 D3, D4及びD5 ）が対象		

（最終更新日：2022年6月28日）